

資料 6-5
第 6 回
淀川左岸線（2期）事業 に関する技術検討委員会

## 委員会規約（案）

平成 27 年 1 月 29 日

## 淀川左岸線（２期）事業に関する技術検討委員会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「淀川左岸線（２期）事業に関する技術検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本委員会は、淀川左岸線（２期）事業の建設にあたり、道路構造物と堤防を一体とした場合の安全性、施工方法及び維持管理手法等について技術的な審議を行うことを目的とする。

（検討事項）

第3条 本委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- （１）道路構造物と堤防を一体構造とした場合の河川堤防としての安全性の照査方法等に関すること。
- （２）道路構造物と堤防を一体構造とした場合の施工方法に関すること。
- （３）道路構造物の建設および完成後の維持管理手法及びモニタリングに関すること。
- （４）その他、委員会の目的を遂行するために必要な事項に関すること。

（委員の任命）

第4条 委員は学識経験のある者等から、近畿地方整備局長及び大阪市長が委嘱する。

（会議）

第5条 本委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 委員会は原則として非公開で開催する。
- 5 会議配付資料は、近畿地方整備局及び大阪市のホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 6 会議における議事録については、会議後速やかに作成するものとする。
- 7 会議における議事要旨については、あらかじめ委員長に確認の上、近畿地方整備局及び大阪市のホームページに公開するものとする。

（事務局）

第6条 本委員会の事務局は、近畿地方整備局河川部、近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪市建設局、阪神高速道路株式会社に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

第8条 本規約は、平成23年5月13日より施行する。

- 2 本規約は、平成27年1月29日より施行する。